

令和6年11月11日
警察庁丁組一発第595号

犯罪収益移転防止法共管省庁関係課長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」による関係命令の改正内容の周知について（依頼）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和6年12月2日に施行されることに伴い公布を予定している標記の命令については、各種医療保険制度の所管省庁における制度設計の状況を踏まえ、現在その案文や意見公募結果の公示案を作成を進めております。

同命令に関しては、複数の特定事業者から当庁に対し、顧客や従業員への周知のため、施行に先立ち早期にその内容を公表するよう御要望が寄せられております。当庁としましても、改正内容の早期公表の必要性は深く理解しております一方、今般の命令により取扱いが変更される書類に関する他省庁の関係省令の整備等が完了していないため、現段階での命令の公布や意見公募結果の公示は困難な状況です。

そこで、今般、別紙「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」による関係命令の改正内容についてにより、標記の命令による本人確認書類の取扱いの変更等について、現時点の検討内容をお示ししますので、同命令の施行後、適切な取扱いが行われるよう、必要に応じて所管する特定事業者に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、情報の取扱いには十分御留意いただきますようよろしくお願いいたします。